faro ファーロ
東京司法書士会発行
司法の窓
2012 Summer Vol.31

司法書士 140th ANNIVERSARY

「登記」のスペシャリスト 司法書士

司法書士制度140周年
特集 「登記」のスペシャリスト 司法書士
STORY 会社を経営する 代表取締役社長 A子さんの場合
連載エッセイ 熟成する季節 鴻巣 友季子 ミドルエイジの恋
スペシャル家族 最終回 坂本さんちの くるみちゃん編
司法書士の情景

柏戸　茂　かしわど　しげる
平成３年東京司法書士会登録、港区青山にて司法書士柏戸事務所開業。現在、東京司法書士会会長、関東ブロック司法書士会協議会会長

司法書士
140th
ANNIVERSARY

司法書士制度140周年

司法書士制度は1872（明治5）年、日本初の裁判構成法「司法職務定制」制定により始まりました。時代が江戸から明治へと、社会そのものが大きく変わろうとしている時に誕生したのです。以来140年、司法書士は常に市民の皆さんの生活・権利を守り、良き相談相手として職を全うしてきました。

140周年を迎えた今、世の中は厳しい状況にあります。この状況下でこれからも市民の皆さんに一番近い法の専門家として司法書士がいかにあるべきか、柏戸茂東京司法書士会会長に話を聞きました。

これからも市民の目線に立って、市民の生活と権利を守る、司法書士でありたい。

登記業務の専門性をさらに磨いて

私が司法書士になったころ（平成3年）、司法書士の仕事といえば登記と裁判事務（本人訴訟支援のために裁判書類作成）が中心でした。供託業務もありましたが、基本的には登記です。

その後、平成12年に成年後見制度が始まり、平成14年の司法書士法改正に伴って簡易裁判所の訴訟代理を行う業務も加わりました。現在、司法書士の果たす役割・存在意義は大変大きくなってきています。

とはいえ、司法書士はやはり登記業務の「最大のスペシャリスト」であり、専門性が一番高いという自負があることは間違いありません。

私自身、登記が「奥深い」と分かったからこそ、この世界に入ったとも言えます。登記の奥深さに気づく前は、手続きだけで面白味がないようにも思えていましたが、実際に手掛けてみると「事実は小説より奇なり」。事例は一つとして同じではありませんでした。書物で学んだ知識では到底追い付かない。自ら探究し、開拓することで皆さんに貢献できる仕事です。やりがいを感じます。

ですから、これまで登記制度を支えてきた司法書士にとって、今後も社会の信頼と期待に応えるために、業務の専門性をさらに高めていくことは非常に重要だと考えています。平成15年に開始した法務省オンライン申請システムは、昨年2月登記・供託オンライン申請システムの導入により大幅に改善され、登記制度は新たな時代を迎えまし

た。このシステムの向上にも寄与していく必要があります。

依頼者の笑顔こそ、私たちの喜び

ところで、司法書士の喜び・生きがいについて、皆さんはどうお感じになっておられるでしょう。私は、依頼者の晴れやかな笑顔を見ると、無上の喜びを感じます。

例えば、不動産売買の立ち会いの場面。日本人にとって最大の借金は、不動産、いわゆるマイホーム取得の時と言ってもいいくらいです。どの方も返済について心配されています。そのとき、私たちはそのご不安を取り除くために、疑問の全てに答えて差し上げることができる。そこで依頼者は必ずうれしそうなお顔をされる。依頼者の望んだ衣食「住」足りる生活が叶う……そんな場に立ち会える時、私は最も充実感を覚えます。

今は国民の三人に一人が65歳以上という高齢化社会にあって、司法書士が成年後見制度に携わる機会も非常に増えました。こうした成年後見の場でも、また裁判業務やＡＤＲ（裁判外紛争解決手続き）やその他の場面でも、常に依頼者に寄り添ってお力になり、喜んでいただくこと、これこそ司法書士の醍醐味なのではないでしょうか。

今後も、市民の生活や権利を守るために

今年１４０周年を迎えた司法書士制度が、今後さらに50年、１００年後も発展していくための最大のポイントは、私たちがどれだけ市民の目線に立って、市民と共に歩み、その生活を支えていくことができるか、ということにかかっていると思います。

例えば会社法務などの局面で、司法書士は市民の生活に密着していると言えるかと首をかしげる方もいるかもしれません。しかし、この場合でも会社の担当者は市民であり、会社という組織も市民社会の一員。私たちが会社のために良い仕事をすることは、より良い社会を作るための一助となっています。

また、士業というのは商売ではなく、市民の生活や権利をいかにして守るかを考える仕事です。身近な法律家として、あくまでも「市民の立場に立って考える」ことも忘れてはならないでしょう。

今後も、市民の皆さんからの期待に応えられるよう、皆さんの笑顔を一つでもたくさん見られるよう、司法書士制度を充実、発展させるために努めていきたいと考えています。

1872年という年……

学制発布（日本初、学校制度を定めた教育法令。日本の近代教育の出発点である）、戸籍簿作成、太陽暦採用、『学問ノススメ』（福沢諭吉）発行、新橋・横浜間鉄道開通、銀座に赤煉瓦街の建設、活版印刷開始など。

司法書士制度140周年記念事業

記念シンポジウム
11月10日（土）午後1時～5時
（開場・受付開始 午後 12 時 30 分）
会場：新宿明治安田生命ホール

第１部　講演
「高齢者の明日」（仮題）作家・落合恵子氏

第２部　パネルディスカッション

劇団公演 リーガル☆スター
「ボケてても、好きな人」
10月24日（水）
午後6時30分～8時
（開場・受付開始 午後５時 30 分）
会場：品川区立総合区民会館
「きゅりあん」大ホール

東京６支部ブロック（23 区および多摩地域）における
一斉無料相談会
10月1日（月）～28日（日）
の間の1日
会場：各支部ブロックにて適宜開催

一般市民の方々のご参加をお待ちしています。
問題を抱えているのに誰にも相談できない、という皆さん、イベントに参加して問題解決の糸口を見つけませんか？　詳細は、東京司法書士会のホームページにも随時掲載を予定しております。

http://www.tokyokai.jp/

廣渡淳 = *Text*　　亀井正樹 = *Photograph*

特集

「登記」のスペシャリスト、司法書士

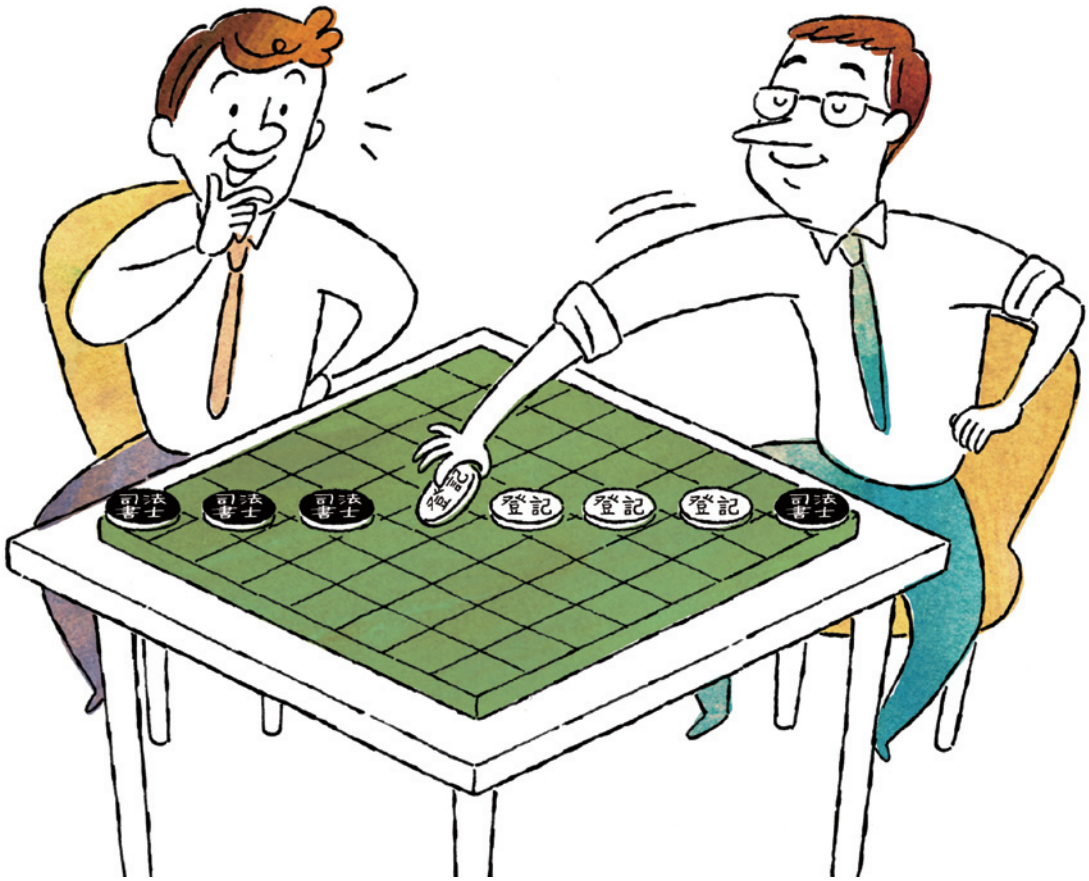

廣渡淳／棟石理実＝*Text*　根津あやぼ=*Illustration*

人生のうち、人は何度「登記」を経験するでしょうか。

いや、それ以前に「登記」ってなんでしょうか。

登記とは、『広辞苑』には「一定の事項を登記簿に記載し、私法上の権利の得喪・変更など関係事実の存在を公示かつ保護する行為」（『広辞苑』）と書いてあります。例えば、土地を購入した際に、法務局に「これは私の物です」と届け出て、登記簿に記載する手続きを取っておく（不動産登記）。すると法律上、登記をした「私」は土地の所有権を主張できる立場になり、権利も保護されたということです。

でも……法務局で登記の手続き？　「私」が？　不備もなく正しくできるでしょうか？

その手続きを「私」に代わって行うのが司法書士です。司法書士は１４０年の歴史の中で、不動産登記・商業登記・相続登記など、国民の権利保護のために「登記」のスペシャリストとして歩んできました。もちろんこの姿勢はこれからも変わりません。

え？　だから人生の中で何度「登記」を経験するだろうかって？　確かに、日々経験することではないかもしれませんが、住宅を売買する、会社を設立する、相続をする、ということに、まったく無関係ではないかもしれませんよ。人生どこで何があるか分かりませんから。「突然直面する」なんてこと、ありますからね。

ですから、いざというとき、「登記は司法書士に任せよう」と覚えておいてください。

column

司法書士法では司法書士とは「登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に質し、もって国民の保護に寄与することを目的とする」と定められています。

不動産登記

町を歩いていても、旅行に出掛けても、どこにいても、冷静に考えると私たちは不動産（土地と建物）を常に目にし、接しています。でも、一見して「誰の物」なのか、ほとんどの場合、分かりません。

持ち歩いたり、どこかに保管しておけない「不動産」の所有関係を明確にするのが「不動産登記」です。

不動産登記で「所有権」を明確にする

例えば、お隣のお宅に「高木」という表札が出ていたとしても、隣の不動産を「高木さんが所有している」とは限りません。ましてや、不動産を持ち歩くなんて夢の世界？　というより、自動車などで牽引されたら建物は、不動産ではなく「動産」になるので、「不動産を持ち歩く」なんて無理な話。

そこで、不動産の所有権などの権利関係を明確にするためには「不動産登記簿」に必要事項を記載して、「不動産登記」をします。単に所有者氏名だけでなく、所在、地番、家屋番号、面積、種類、構造、相続、抵当権など、さまざまな状況を登記し、その不動産を安全に取り引きできる状態にしておきます。この手続きを司法書士が担っています。

不動産の売買取引が行われる際は、売買契約書に登記名義の変更についての記載があり、通常、司法書士が売買取引に立ち会い、売り主から買い主へ所有者を変更する登記に必要な書類などがそろっているかを確認し、その書類と引き替えに売買代金が支払われます。

権利を守るために登記は必要！

実は売買で得た不動産の登記は公法上の義務ではありません。よって、不動産購入後に登記を怠ったばっかりに、面倒なトラブルに巻き込まれる可能性は大いにあります。

例えば、Aさんは土地を買った後、登記をしませんでした。そして、元々の土地の所有者Bさんが、さらにCさんと売買契約を結び、Cさんは登記をしてしまいました。これでCさんは、法的に第三者に土地の所有権を主張することができるのです。AさんはCさんに対して所有権を主張することができません。

「こんなこと、そうそうないだろう」なんて思っていてはいけません。こうなってからでは遅いのです。簡単に解決することは難しくなりますから。

ただし、不動産自体に変更がある場合、登記は公法上の義務になります。建物を新築する、取り壊す、あるいは田畑を宅地にする、などです。

いずれにしても、登記をしないことで受ける不利益を回避するためにも登記は必要であり、何よりも安心です。

不動産への抵当権、付けるも外すも登記！

例えば、銀行からお金を借りる際、担保が必要となることがあります。銀行は、不動産に抵当権を設定して、万一お金が返せない場合は、その不動産を競売して優先的に貸付金を回収します。

抵当権も、優先的に貸付金を回収するためには登記が必要です（抵当権設定登記）。返済が終わると抵当権は消滅しますが、当事者が申請をして抹消手続きをしなければ、抵当権は登記されたままですので、必ず手続きをしましょう（抵当権抹消登記）。

もちろん、抵当権設定の登記も

抹消の登記も司法書士にお任せください！

「不動産の売買」の際も、やっぱり司法書士！

①「不動産を買う」

「不動産を買う」際は、必ずその不動産が登記上、誰の名義なのかを確認する必要があります。名義以外にも、差し押さえや抵当権が登記されていないかどうか、登記簿に記載されている事項と現況が一致しているかどうかも確認します。

この確認は法務局で登記簿謄本を取得して行いますが、司法書士が代理として行うこともできます。もちろん買主への移転登記は司法書士の仕事です。

②「不動産を売る」

「不動産を売る」際は、不動産登記をした際に発行された権利証または登記識別情報と印鑑証明書（3カ月以内）、固定資産税評価証明書、実印などが必要です。なお、権利証・登録識別情報を紛失してしまうと再発行はできません。

ただし、これらがない場合は、司法書士が必ず所有者本人と面談をして、身分証明書で本人確認をしてから「本人確認情報」を作成して手続きをします。

専門知識が求められる登記だからこそ…

このように不動産を取得する、あるいは手放す際は、登記に関して実にさまざまな手続きが必要であることをご理解いただけたかと思います。前述してきた事例以外にも、例えば、「所有権移転登記」は売買の場合だけではなく、長年連れ添った配偶者に贈与税の配偶者控除制度を利用して不動産を贈与する場合にも行います。

昨今、不動産取引自体、複雑化・多様化しているので、正確かつ的確な登記手続きをするためには今まで以上に豊富な知識が求められます。そのためにも、司法書士の役割はますます重要になっているといえます。

司法書士が、皆さんの大事な不動産を「登記」という手続きでお守りします。

column

「一所懸命（いっしょけんめい）」か「一生懸命（いっしょうけんめい）」か!?　あなたはどちらを使いますか？

今は、どちらも必死になって物ごとを行う意味合いで使われていますが、歴史をひも解くと先輩格は「一所懸命」。中世（主に鎌倉時代から戦国時代）の武士の間で使われました。「先祖伝来の一カ所の領地を命がけで守る」というのが語源です。ただ当時、武士も土地を耕す農民も土地の所有者ではありません。あくまでも国から与えられている土地。

土地の所有権を認められたのは明治になってから。司法書士制度の始まりと同時期です。いろいろな職業が誕生し、人と物が動く経済社会において、土地の所有権を明確にする手続きが必要になったのです。一方、土地への執着がなくなったために「一所懸命」に代わって、生涯をかけて頑張るという意味合いの「一生懸命」が誕生しました。どちらも、額に汗する感じはありますが……さて皆さんはどちらを使いますか？

（参考：『語源を知れば日本語がわかる』双葉社）

相続登記

不動産登記とくれば、相続登記に触れないわけにはいきません。「今はお父さんが亡くなったばっかりなんだから、そんなことは後で…」と思っているうちに、ついうっかり忘れてしまったら……タ・イ・ヘ・ン！

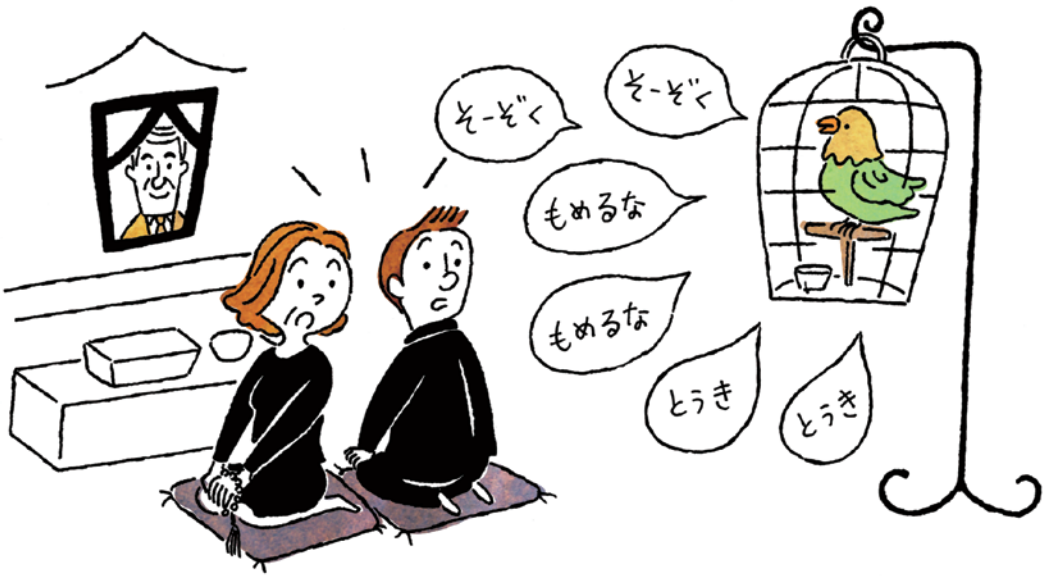

相続登記をしなくても問題はない!?

相続した不動産を登記する公法上の義務はありません。ですが、不動産登記の抵当権抹消と同じで、所有者が亡くなったからといって、法務局が自動的に相続人への所有移転登記をしてくれるわけではないのです。つまり、相続人からの申請がないと所有権は亡くなった方のまま。しかし、登記をしなくても相続した家に住めなくなるわけでもなく、相続の権利が消滅するわけでもない。しかも相続税の支払い関係と登記は別問題で、なんの影響もありません。固定資産税もしかり。大胆な言い方をすれば、税がきちんと納められれば、誰が所有者でも自治体には影響はない、ということになるでしょうか。

相続の場合は、登記をしなくても第三者に対して所有権を主張することが原則可能ですが、例外的に登記が必要な場合もあるのでご注意ください。

相続登記をしないと、将来、そして子孫が困る！

相続不動産における所有権移転登記をせずに放置しておくと、次のような場合、非常に面倒です。

- 売買や賃貸をする場合
- 抵当権抹消する場合
- 融資を受ける場合

所有権移転登記をしていないと、右記を契約する前に、仲介業者や銀行などから、登記をするように求められます。時間がたてばたつほど必要な書類が廃棄・紛失している場合もあります。また、最初に相続した人が登記をせずに放置し、その方が亡くなったとしたら、さらなる相続関係が生じ、法定相続人も増えて手続きは複雑になります。あるいは、せっかく遺産配分についての合意ができていても、相続人のうちの誰かが心変わりをしたら、また大変なことになります。

このようなことにならない前に、相続が発生したら司法書士に相談し、ぜひ相続登記をしてください。

登記に至るまでの、相続に関する専門家

不動産の名義変更は、基本的に遺言書に書かれている文言に沿って行います。ただし、遺言書がない場合は、法定相続人が相続した分を登記する、あるいは相続人全員で遺産分割協議をし、相続人全員の合意によって決定した内容を登記します。

登記以外でも、相続に関するさまざまな疑問やお悩みについてもお答えします！　司法書士は、相続手続きの専門家でもあるのです。

column

登記を放置すると書類をそろえるだけでも大変！

相続登記申請の際に必要な書類は、亡くなった方の①戸籍謄本、②住民票（除票）、③固定資産税評価証明書、相続人の④戸籍謄本、⑤住民票、⑥遺産分割協議書（法定相続の場合は不要）、⑦印鑑証明書（遺産分割協議書を添付する場合）など。つまり、登記を何年も放置し、相続人が複雑になった場合、そろえる書類も多岐にわたることになります。

商業登記

不動産、相続……と登記をご説明してきました。さて、登記のラストは「商業登記」です。商業登記は、会社設立の際、「うちの会社はこういう会社です！」と一般に公表することで、安全な取引が可能になります。とはいえ「会社設立なんて関係ない」と思っているアナタ。人生どこで何が起こるか分かりません。「会社を興そう！」という展開になることも十分アリです。

小さな商店だから、登記はしなくていい？

登記は組織（店舗）規模の大小ではありません。たとえ小さな商店であっても、「法人」という形態にするのであれば、登記が必要です。個人が役職など関係なく、自分の裁量でビジネスをする場合は、登記は必要ありません。ただし、「●●株式会社」「▲▲合資会社」などは名乗ることはできません。逆に登記をする際、「●●株式会社」「▲▲合資会社」と付ける必要があります。

では、「法人って何？」……ですよね。広辞苑によると「自然人（生身の人間）以外のもので法律上の権利義務の主体とされるもの」となっています。会社はその代表で、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人などがあり、ちなみに国も地方公共団体も法人です（ただ、登記はしていませんが……）。つまり、「法人」となると、組織そのものに、人と同じような権利義務が与えられたということになります。

会社設立、昔より簡単…でも、登記は必要

平成18年施行の会社法で、会社設立が以前より簡単になりました。「資本金1円」というのも会社設立をしやすくした要因の一つです（会社法設立以前は株式会社の最低資本金は1千万円）。役員の人数も会社の形態によっては一人でも大丈夫になりました。ただ、資本金はその会社の財産の目安であり、事業資金の目安でもあるので、「資本金1円」では社会的な信用に影響することが考えられます。

このように会社設立が簡単になったとはいえ、やはり設立までにはさまざまな検討事項や決められた提出物など、個人で把握するには難しい面も多々あります。

会社設立までには、

◆商号・所在地・事業目的・資本金・役員・事業年度などを定める
◆公証役場で定款の認証を受ける
◆資本金を払い込む
◆設立の登記をする

など、さまざまな取り決めや手続きが必要です。これらの一連の手続きを、司法書士が依頼者（会社設立希望者）にアドバイスをしながら書類作成をして、依頼者の代理として登記申請を行います。

ちなみに、会社を設立する場合、登記は「義務」です。設立後、会社の登記事項に変更があった場合も、一定期間内に登記が必要です。また、役員には任期がありますが、任期満了後に必ず変更登記をします。再任して役員全員に変更がない場合でも登記が必要です。これらの登記を怠ると過料を科せられます。

となると、こういう場合も…？

そうです、会社を畳む場合も当然登記が必要になります。「解散」登記、「清算人選任」登記、「清算結了」登記など、一連の登記手続きを司法書士がお手伝いします。

会社を次の後継者に承継させる場合も、会社の状況を考慮して、良い

方向へ導くためにも司法書士がお役に立つはずです。当然、事業内容などに変更があれば、「登記」をすることになります。

ところで、先ほど国も法人といいました。国の代表者は、内閣総理大臣です。登記をするとなると、代表者が変わるたびに変更の登記をしなくてはいけないので……今の時代、こんなにトップがコロコロ替わるとすごく面倒ですね！

どう違う？　法人と個人

左表はあくまで比較です。個人は「決まり」がない分、自由気ままですし、法人は企業イメージを確立しやすく資金も集めやすい一方で、登記内容に逸脱したビジネスはできません（例えば、飲食関係で登記をした法人が勝手に学習塾はできません）。要は、事業を始める人の考え方になるでしょうか。

	法人	個人
登記	必要。よって資本金、定款（会社の所在地、発起人、目的・組織・業務や守るべき規則など）など一定のことを決める。	必要ない。
社会的信用	個人経営より信用を得やく、金融機関などから融資が受けやすい。	あくまでも個人への評価。融資は受けにくく、取引範囲も狭くなる可能性大。
責任範囲	有限。法律上、株主は出資した限度で責任を負う。ただし、経営者は連帯保証を求められる場合がある。	無限。債務はすべて責任をもって返済しなくてはならない。
出資	責任と利益範囲が明確なので、募りやすい。	個人への評価次第になる。
税の優遇	経費や税率で個人事業主より優遇される場合がある。	白色申告ではなく、青色申告をしていれば、優遇措置がある。

column

商業登記と法人登記

どちらもなんとなく耳にする、そしてどちらもなんとかく「組織をつくるときの登記なんだろうな」と想像ができます。

商業登記は、会社など「営利目的の場合」の法人登記。法人登記は、社団法人や財団法人、労働組合など「非営利目的の場合」の法人登記です。どちらも法務局に届出をして公的に認められた団体となり、登記簿を見れば、誰が代表で、所在地はどこで、どういう活動をするのか、などが明確に分かります。

会社を経営する

代表取締役社長 A子さんの場合 Vol.2

私、5年前に20年勤めた会社を思い切って退職。小学校以来の友人、久美子、直子と翻訳会社を立ち上げました。高校までずっと一緒で女子校育ちの私たち、つい女子だけで何でもできちゃうと思っているところがあり、スタッフは全員女性でスタート。私は代表取締役社長、他の2人は取締役に名を連ねました。

開業当初は不安だらけでしたが、女性ならではの細やかなサービス、翻訳への信頼度からようやく会社も軌道に乗ってきました。社長といっても小さい会社、私は主に営業、しっかり者の久美子は総務や経理、おっとり型の直子は翻訳スタッフのアレンジと役割分担も明確で、順風満帆だった矢先、あろうことか、久美子が年下の男性と恋に落ち、彼のニューヨーク転勤に付いていってしまったのです。会社の経営面はすべて、久美子に任せきりだったあたくしたち、どうするの!? これから……。

「クライアントのフォローだけでもてんてこ舞いなのに!」と私は眉間に皺が寄るばかり。そんな中、事務スタッフが恐る恐る「久美子さんからも引き継ぎがあったかと思いますが……、司法書士から連絡がありました。登記についてです」と言ってきました。「いったい何? 登記? それ必要なの?」と私は大パニック。

「そういえば、会社設立の時『会社・法人登記のことなら司法書士』というポスターを見せて『なんでも自分たちだけでできるという傲慢は大間違い、ここは会社法に詳しく登記の専門家である司法書士に任せなきゃ』と久美子から諭されたわよ」と直子。確かに、会社を設立するときに定款作成や設立登記を司法書士にお願いしたし、会社設立後も、会社関係の法律など、久美子は密に連絡をしていたような……。

「久美子さんが取締役を辞任されたのであれば、その登記を2週間以内に申請しなくてはなりません」「そ、そ、そうなのですか～(^^;) しないとどうなるのですか?」「過料になることがあります。中には任期が来ているのに役員変更の登記を忘れている会社なども結構あるんですよ、でも司法書士に頼んでいれば、安心です」と、例の電話の後、事務スタッフにアポを取ってもらい、目の前にいる美人司法書士・愛さんの話にただただうなづく私。そう、この人は会社を設立するときにお会いした方なのでした。その後基本的な登記のこと、会社の機関設計や任期のことなども、丁寧に説明してくれました。ただ「登記すれば良い」っていうことではないのですね。あやうく罰金、もとい過料を支払う羽目になったかも……良かった、司法書士、愛さんにお願いしていて。さすが久美子だわ。そして、数日後。

「ニューヨークは快適。2年で彼と帰国する予定。会社のことはその道のスペシャリストに相談して、頑張ってね。あなたたちにも運命的な出会いがありますように!」とはがきが届きました。最後は、余計なお世話です!

でも会社って、内部のスタッフで仕事をしていればいいってものじゃないのね。組織を見守る司法書士などの専門家の存在があるからこそ、バリバリ働けるんだわ! 同じくアラフィフの愛さん、これからもよろしくお願いします! /(･_･)

To be contuinued

倉石裕子 = *Text*
Bunka=Illustration

「その」お悩みも、司法書士が相談に乗ります！

司法書士は「登記のエキスパート」であるだけでなく、「法の専門家」として皆さんの身近にあるさまざまな法律問題を解決しています。

「自分では手続きができません」…成年後見制度でご支援します。

預貯金などの管理や相続・不動産売買などの法的手続きができない認知症の方や、知的・精神障害のある方には、司法書士が成年後見制度により後見人などを務め、悪徳商法などから守り、法的な支援を行います。

「法定後見制度」…家庭裁判所がその方の判断能力の程度によって「後見人」「保佐人」「補助人」を選任する制度です。

「任意後見制度」…将来判断能力が衰えた場合に備え、本人があらかじめ公正証書による任意後見契約を行い、後見人を選任する制度です。

「訴えられました」…訴訟の代理もします！

突然、届いた訴状。覚えがなくても放置してはいけません。原告（訴えた人）の言い分が通ってしまいます。法務大臣から認定を受けた司法書士は、簡易裁判所での民事事件裁判（訴訟目的の額が１４０万円を超えない請求事件）の代理業務ができます。代理ができない場合でも、裁判書類作成業務を通じて本人訴訟の支援をします。賃貸問題、相続・遺産問題、債務整理、離婚問題、労働問題、交通事故など、司法書士がお手伝いをします。

「返しては借りの繰り返し…」…債務整理をしましょう！

返済困難な借金は、司法書士がご相談者それぞれのケースを考慮し、法的手段によって整理します。

「任意整理」…司法書士や弁護士が債権者と支払方法などを決めて弁済する方法です。

「特定調停」…簡易裁判所の調停の場で債権者と交渉を行い、分割弁済の形で返済していく方法です。

「個人民事再生」…原則３年をメドに一定金額を分割返済する計画を提出し、裁判所に認められれば、残りの債務は免除される方法です。

「自己破産」…裁判所に破産申し立て、債務者の全財産の範囲で弁済し、残りの債務は免除されます。

「裁判沙汰は嫌だけど、我慢できない」…ＡＤＲで解決しましょう。

知人との金銭トラブル、ご近所の騒音問題、職場内のいじめなど裁判にしたくない場合、司法書士がＡＤＲ（裁判外紛争解決手続。「調停」）による問題解決のお手伝いをします。

「調停」…第三者（調停人）の立会いのもとで当事者が話し合い、合意点を見いだす当事者主体の解決方法です。東京司法書士会調停センター〝すてっき〟では、トレーニングを受けた司法書士が調停人を務め、当事者がお互いを理解し合意に至るお手伝いをします。

ほかにもまだまだ司法書士は皆さんのお手伝いができます。

企業再編・事業継承などの会社法務や供託業務、悪質商法や多重債務問題など、どんなトラブルも司法書士はしっかりサポートします。お困りの方は、ぜひ司法書士にご相談ください。

参考：東京司法書士会HP、日本司法書士会連合会HP、法務省HP

熟成する季節 vol.1

ミドルエイジの恋

鴻巣 友季子

「恋」は突然、はじまる。潮に曳かれるように心と体をもっていかれる。とはいえ、突然の恋は若者だけの特権ではない。その抑えがたい衝動は、神さまが人間にあまねく与えたものである。

今日、ポーランドの監督アンジェイ・ワイダの『菖蒲』という映画（今秋公開）の試写に足を運んだ。監督は今年で86歳、わたしの青春時代すでに巨匠だった人だ。そう、1970年代の映画好きの高校生は、ワイダの『灰とダイヤモンド』とベルイマンの『野いちご』とオルミの『木靴の樹』あたりを観ていると尊敬されたものである。

六本木の試写会場に着くと、華流映画の記者会見があるらしく、台湾スターに恋する若い女性たちで異様な熱気。それを尻目に地下の試写室におりていくと、『菖蒲』の開演を静かに待つ人たちがいた。こちらはぐっと年齢層が高い。

映画の冒頭はモノクロのような映像だ。なにかが光を受けてゆらめいている。木々のようでもあり、葦のようでもある。しかしそれは柔らかくとけて流れだす。渦、波、水のイメージ。やがてそれは水面を映すシーンに変わる。「ああ、森と海のヴィジョンを重ねあわせた大江健三郎の小説があったな……」と、ぼんやり想う。あれは『水死』という題名だった、と気づいたとたん胸騒ぎがした。

『菖蒲』の物語舞台は、ポーランドの大河を望む枯れた色合いの田舎町。中年女性のマルタは医師の妻であり、夫は優しい紳士だが、ふたりには心理的な距離がある。夫婦は息子たちをワルシャワ蜂起で失くしており、マルタは重病の末期にあるが知らされていない。初夏のある夕まぐれ、マルタは船着き場のカフェに寄ると、そこで騒いでいた若者に飲み物をかけられてしまう。そのとき、彼女の心の中でなにかが目覚めた。

青年の匂い立つ若さ——『菖蒲』は、さまざまな匂いに満ちている。夏の生命の祝祭に使われる菖蒲の香り。水辺の匂い。若さの匂い。男女の欲望の匂い。あらゆる生と死の香りだ。その生と死はいつでも反転しうる。「菖蒲は初め瑞々しい息吹の香りをさせているが、つぶすと土くれと死の匂いがする」という台詞が象徴するように……。

『菖蒲』という愛物語を中心に、映画制作開始後に夫を亡くした主演女優クリスティナ・ヤンダのモノローグが作品全体をつつみ、さらに撮影現場の風景が所々に挟みこまれる、という三層構造だ。昔だったらそういう複雑な構成ばかりを興がったろうが……。マルタは若さに輝く青年といると、愛情とともにほのかな憎しみを感じているのがわかる。帰らない息子たちへの思慕がない交ぜになっているのだろう。夫を亡くし自らも老いつつある女優自身の心情もオーバーラップして見え、恋する中年ヒロインのみっともなさこそが愛しく思える自分に少々びっくりする。

夫婦で食前酒を飲むシーンが印象的だ。妻が食堂に入ってくるとすかさずジャケットを羽織る折り目正しい夫が、繊細なカットグラスに注ぐのはポートだろうか。やや甘口のグルジアワインかもしれない。たがいに秘密に縛られて口の重いふたりだが、黙って杯を干すいっときは空気がやわらぐ。きらめきはなくとも、重ねた歳月の熟成感がある。

味わい、色合いともにじっくり寝かせたトゥニー・ポートのような映画だった。

食欲も刺激されたところで、試写室を出ればそろそろ夕ご飯の時間。ポーランドにちなんで家庭料理のゴロンカ（骨つき豚すね肉の煮込み）と行きたいが、家にあった骨なしの牛すね肉で代用し、レンズ豆、香味野菜と赤ワインで煮込んでラグーにした。そして今日はその上にもうひと重ね、ふた重ね。即席のポテトピューレをのせ、子どもの好きなモツァレラチーズを盛り、パルミジャーノをかけて、オーヴンで焼く。焼き上がる間も、『菖蒲』の残酷で深い余韻にひたり、ふだんより少し贅沢な年代物の赤ワインを開けてしまった。

罪な映画だ。

鴻巣 友季子（こうのす ゆきこ）

1963年東京生まれ。翻訳家。訳書にエミリー・ブロンテ『嵐が丘』（新潮文庫）、ヴァージニア・ウルフ『灯台へ』（河出書房新社）ほか多数。文芸評論家・エッセイストとしても活躍、『全身翻訳家』（筑摩文庫）、『本の寄り道』（河出書房新社）、『熟成する物語たち』（新潮社）、『孕むことば』（中公文庫）『翻訳教室　はじめの一歩』（ちくまプリマー新書）など多くの著書がある。

スペシャル家族

最終回　坂本さんちのくるみちゃん編

犬のいない生活なんて、考えられないですね。

案内人

司法書士坂本和隆事務所
坂本和隆先生（立川支部）

司法書士になって21年目に入りました。仕事の9割以上は不動産登記です。とにかく丁寧・誠実に仕事をすることを心掛けていますが、お客さまに喜んでいただけたときが一番うれしいですね。

12年間一緒に暮らした初代チワワ（ミッキー）が逝った後、喪失感があまりに大きく、妻と「かわいそうだから、もう飼わない！」と決めていたんですが。寂しさに耐え切れなくてペットショップを訪ね、この子と目が……まるでいつかのCMみたい（笑）。「ああ、この子だ！」という感じでした。

顔の茶色の模様がくるみそっくりなところから「くるみ」と命名。男の子、現在7歳半です。最初は手に乗るほどだったのに、まさかこんなになるとは（笑）。6・3キロあります。獣医さんは、「ダイエットしなさい」があいさつ代わり。幸い今は元気ですが、3年ほど前に唾液腺から唾液が漏れて目の下にたまる病気を患ったときは、夫婦とも心中穏やかでありませんでした。たまった唾液を麻酔なしで注射針で抜くという、つらい治療を3カ月けなげに耐え、頑張ってくれて本当に良かった。

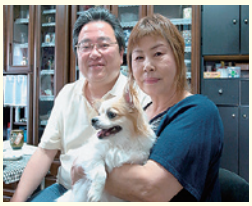

この子は、朝起きるとまず猫がよくやるように、手を舐めてから顔を洗うんですよ。このしぐさが実にかわいい。また、非常にキレイ好きで、ケージの中以外では決して粗相をしません。そんな始末が良いところも自慢です。

ちょっと残念なのは、くるみが圧倒的に妻を好きなところ（笑）。妻が居ないと玄関で待ち続け、呼んでもご飯を用意しても、僕のところには来ません。体調を崩しがちな妻にいつも寄り添い、心配そうに妻の顔を見つめますが、めったに病気をしない僕には洟もひっかけません。くるみは汗っかきの僕のすねを舐めるのが好きですが（塩分補給？）、妻は「そんなもの舐めちゃダメ」と怒る。妻に怒られると、くるみは目に涙をためて一生懸命手を伸ばし、謝るようなしぐさをします。僕には見せてくれたことがない姿です……。

まあ、そんなふうにつれなくされても、僕はくるみのおかげで気持ち的に随分助けられています。僕ら夫婦を和ませ、家庭を明るくしてくれている。もう犬のいない生活は考えられないですね。

具合が悪くなっても犬はしゃべれないから、飼い主として今後も体調管理に気を付けてあげたい。とにかく元気で長生きしてもらわなくちゃ。

一言メッセージ

愛するくるみへ
あなたは大切な家族だから、
いつまでも健康で長生きしてね！
「くるみ、お父ちゃんと一緒にダイエットする？」お父さんより
「絶対に無理よ!!」お母さんより

司法書士の情景

one day one scene

scene 31

肥口ふみ枝＝*Text*
Takashi Sudo＝*Illustration*

5月の**金環日食**に間に合うようにと、孫たちのために**双眼鏡**と**日食フィルター**を準備して送りました。すぐ近くに孫たちは住んでいるのですが、頻繁にお宅訪問して先週も遊びに行ったばかりだし、と、ちょっと遠慮して今回はわざわざ送った次第です。

当日の朝、**日食オタクの私**（自慢じゃないけど、過去にマダガスカル、アイスランド、テニアン島などに出掛けています）は、早々と起きて、なんとか観察できそうな空模様に満足していました。

そして、雲の切れ間からのぞく、少しずつ欠けていく太陽をフィルター越しに眺めて、**孫たちはどこで見てるのかな？**などと思っていました。

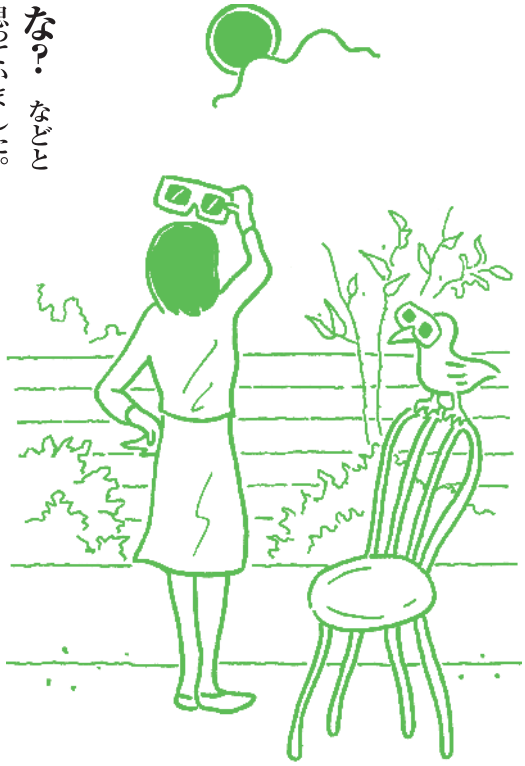

午前7時を過ぎて、そろそろ気合いを入れて見なきゃと考え始めたころ、孫から携帯電話に連絡が。

「ばあば、見えないよー！」

「真っ暗でなんにも見えない！」

と叫んでいます。

「目にフィルターをちゃんと当てて、お空を見上げてごらん。太陽の方角を見たら、ちゃんと見えるから」

「でも、なんにも見えないよー」

これは大変と何度も説明してみたのですが、見えないと叫びます。挙句の果てには、**「友達のだと見えるのに、なんでばあばのは見えないの？」**ときました。きっと、お友達のは、子どもが使いやすい日食眼鏡だったんでしょう。

私が送ったのは、手作りのただの日食フィルター。子ども向きじゃなかったな……。

もう一工夫すれば良かった。送らないで、ちゃんと届けて予行演習させるんだった……。**後悔しきりの金環日食**の朝でした。

INFORMATION

東京司法書士会
司法書士制度140周年記念事業

【記念シンポジウム】
（第１部基調講演、第２部パネルディスカッション）

■日　時　平成24年11月10日（土）
午後1時～5時
（開場・受付開始午後12時30分）

■場　所　新宿明治安田生命ホール
（会場収容人数342名）
住所／東京都新宿区西新宿1−9−1　明治安田生命新宿ビルB1F
アクセス／JR線・小田急線・京王線・地下鉄線新宿駅から徒歩約5分
参加費／無料
参加方法／事前予約は不要です。当日、直接会場にお越しください。先着順にてご案内いたします。定員になり次第、入場をお断りさせていただきますのでご了承ください。

■内　容　第1部　講演
「高齢者の明日」（仮題）75分
講師／落合 恵子 氏（作家）
第２部　パネルディスカッション
「高齢者の明日」（仮題）120分

【劇団公演】　リーガル☆スター
ボケてても、好きな人

■日　時　平成24年10月24日（水）
午後6時30分～8時
（開場・受付開始午後5時30分）

■場　所　きゅりあん
［品川区立総合区民会館］大ホール
（会場収容人数1，074名）
住所／東京都品川区東大井5−18−1
アクセス／JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線大井町駅から徒歩約1分
観覧料／無料
観覧方法／チケットの配布
当日、チケットをご持参ください。先着順にてご案内いたします。定員を超える場合、入場をお断りさせていただくことがございます。

東京6支部ブロック（23区および多摩地域）における
一斉無料相談会

■日　時・場　所　平成24年10月1日（月）～28日（日）の間の1日、各支部ブロックにて適宜開催予定。
相談方法／面談による相談
相談例／・相続が開始したが、土地や家屋の名義をまだ変えていない。
・ひとり暮らしの老後を安心して過ごしたい。
・もう何年も返済を続けてきたのに一向に借金が減らない。
・アパートを退去する際、多額の原状回復費を請求された。　など
相談料／無料
※ 相談会で司法書士にご依頼いただくことはできませんのでご了承ください。
申込方法／予約不要です。当日、直接会場にお越しください。先着順にてご案内いたします。

各イベントのお問い合わせ先
東京司法書士会　事務局 事業課
03-3353-9191
平日午前9時～正午、午後1時～5時（祝祭日を除く）
※イベントの詳細は東京司法書士会ホームページにも随時掲載を予定しています

次号2012年冬号予告
「法廷に立つ司法書士」

NHKは
みなさまの受信料で
支えられています。

NHK受信料のお支払いは口座振替またはクレジットカード継続払をご利用ください。
パソコンから　www.nhk.or.jp/jushinryo/
携帯から　メニュー ▶ TV ▶ NHK ▶ 受信料の窓口
フリーダイヤル　0120-151515　午前9時～午後10時 土・日・祝日は午後8時まで
お客様がお使いの電話から上記のフリーダイヤルをご利用になれない場合は、050−3786−5003
（午前9時～午後9時 土・日・祝日は午後8時まで）をご利用ください。　＊番号のおかけ間違いにご注意ください。

あなたとともに、赤十字。
日本赤十字社は、医療・血液・社会福祉事業等幅広い活動を展開しています。

日本赤十字社東京都支部に対して会費（社費）・寄付金のご協力をいただくと、特定寄付金や指定寄付金など、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはパンフレット、ホームページをご覧ください。
日本赤十字社東京都支部
TEL.03-5273-6741　http://www.tokyo.jrc.or.jp
皆様からいただく会費（社費）と寄付金が赤十字の活動を支えています。

ファーロ
司法の窓
2012年7月31日発行　定価 100円
発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191
編集人　倉石　裕子
編　集　神永　信吾／小林　彰
中野　三保子／小林　慎
デザイン・制作（株）アイデス・プランニング
印刷　あかつき印刷株式会社

編集後記

今回からエッセイは翻訳家・エッセイストの鴻巣友季子さん。鴻巣さんお薦めの罪な映画「菖蒲」を観賞後、誰かと大好きなポルトガルのポートワインを傾ける・・・妄想が膨らみます。

Y.K.

東京司法書士会 無料法律相談

あなたの人生の
いろいろな場面で
司法書士が力になります。

面談による法律相談

東京司法書士会総合相談センター（四谷）

〒160-0003
東京都新宿区本塩町9-3

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時　※祝祭日を除く

03-3353-9205（予約制）

・JR中央線四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩4分
・東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分
・東京メトロ南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

相談日時
月・水・金 …… 午後4時～7時
火・木 …… 午後5時～8時
土 …… 午後1時～4時

相談内容
当番司法書士相談／多重債務相談／成年後見相談／訴訟に関する相談／不動産登記相談／会社法務相談

墨田総合相談センター（錦糸町）

〒130-0013
東京都墨田区錦糸4-14-4 KOKUBOビル1F

お問い合わせ

平日午前9時～正午、午後1時～5時　※祝祭日を除く

03-3353-9205（予約制）

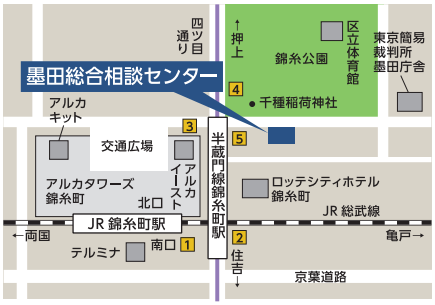

・JR総武線錦糸町駅 北口 徒歩2分
・東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅 出口5番 徒歩1分

相談日時
月・火・水　午後1時～4時

相談内容
訴訟に関する相談／その他の法律相談

三多摩総合相談センター（立川）

〒190-0012
東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A

お問い合わせ

平日午前10時～午後4時　※祝祭日を除く

042-548-3933（予約制）

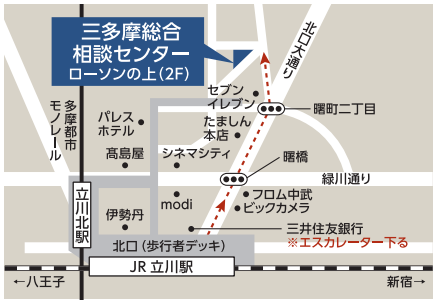

・JR中央線立川駅北口 徒歩6分
・多摩都市モノレール立川北駅 徒歩5分

相談日時
水・木
午後5時～8時
▼
訴訟に関する相談／成年後見相談／不動産登記相談／会社法務相談／多重債務相談

第一・第三土曜日
午後1時～4時
▼
訴訟に関する相談／成年後見相談／不動産登記相談／会社法務相談

当番司法書士による法律相談

東京司法書士会総合相談センター（四谷）

〒160-0003　東京都新宿区本塩町9-3

相談予約ダイヤル

平日午前9時～正午、午後1時～5時　※祝祭日を除く

03-3353-9205

相談日時
月・水・金 …… 午後4時～7時
火・木 …… 午後5時～8時
土 …… 午後1時～4時

当番司法書士相談
クレジット・サラ金業者から訴えられた方のための相談

多重債務相談
借金返済についての悩み、自己破産、ヤミ金融被害など

成年後見相談
高齢者・障がい者の支援・相続・遺言など

訴訟に関する相談
敷金返還、悪質商法への対処、借地借家問題、少額訴訟、家事事件など

不動産登記相談
土地建物の売買・相続・贈与による移転、抵当権・賃借権の設定・抹消など

会社法務相談
商業登記、事業承継・企業再編など

電話による法律相談

司法書士ホットライン

月・火・水・木・金　午前10時～午後4時
03-3353-2700

月・火・金　午後5時～8時
042-540-0663

詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。 http://www.shihoshoshi-soudancenter.jp/

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

法的トラブルで
悩んでいませんか？

東京司法書士会調停センター“すてっき”では
話し合いによる紛争解決のお手伝いをします。

友人とのお金の貸し借りや、ご近所との騒音問題など、日常生活に起こる、ちょっとした「トラブル」。「いきなり裁判ざたには、したくないし・・・、かといって、このままにもしておけない・・・」、「泣き寝入りもイヤだし・・・」。そんな時には、私たち調停センター“すてっき”をご利用ください。話し合いを通じて、お互いが納得できる形での紛争解決へのお手伝いを司法書士がいたします。お気軽に当センターまでお問い合わせください。

TEL：03-3353-8844
平日午前9時～正午、午後1時～5時（祝祭日を除く）
（但し、調停は土曜、日曜、祝祭日を含む午前9時から午後8時まで可能）

東京司法書士会　http://www.tokyokai.jp

2012.8